

第3節 政府における主な取組

本節では、平成20年度において、政府が講じてきたPFIに関する措置についての概略を説明する。平成20年度において、政府は主に「PFI推進委員会報告 真の意味の官民のパートナーシップ実現に向けて（平成19年11月15日）」の中で「重点的に検討し速やかに措置を構すべき課題（以下、「重点課題」という。）」として位置づけられた課題に対応した取組を行った⁸（図表1-3-1）。政府における措置は、実施主体別に主に民間資金等活用事業推進委員会（以下、「PFI推進委員会」という。）による措置とPFI推進委員会の事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室（以下、「PFI推進室」という。）による措置に分けられる。以下ではそれぞれどのような措置が講じられたのか説明する。

1 PFI推進委員会における取組

PFI推進委員会では、PFI推進委員会報告の中で重点課題として掲げられた4つの課題のうち、主に「個別具体のプロセスごとの課題」に対応した取組がなされた。具体的には、事業契約の標準化及び業務要求水準の明確化である。

平成19年3月からPFI推進委員会総合部会の下にPFI事業実施プロセスに関するワーキンググループを設置し、事業契約の標準化、業務要求水準の明確化を論点に審議が行われた。この議論を踏まえ、平成20年7月には検討段階の中間案としてそれぞれ「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」をPFI推進委員会で取りまとめた。さらに、同年7月から9月にかけて公開意見募集や全国5箇所（東京、大阪、仙台、名古屋、福岡）に及び意見交換会を実施し、広く意見を募集した。これら公開意見募集、意見交換会での意見を踏まえて、平成20年10月以降、PFI推進委員会総合部会で再度議論を行った。これらの議論を踏まえ、平成21年4月には、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方⁹」、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方¹⁰」をPFI推進委員会として正式に取りまとめる予定である¹¹。

⁸ 「PFI推進委員会報告 真の意味の官民のパートナーシップ実現に向けて（平成19年11月15日）」、PFIアニュアルレポート（平成19年度）参照。

（PFI推進委員会報告）http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai_houkoku.html

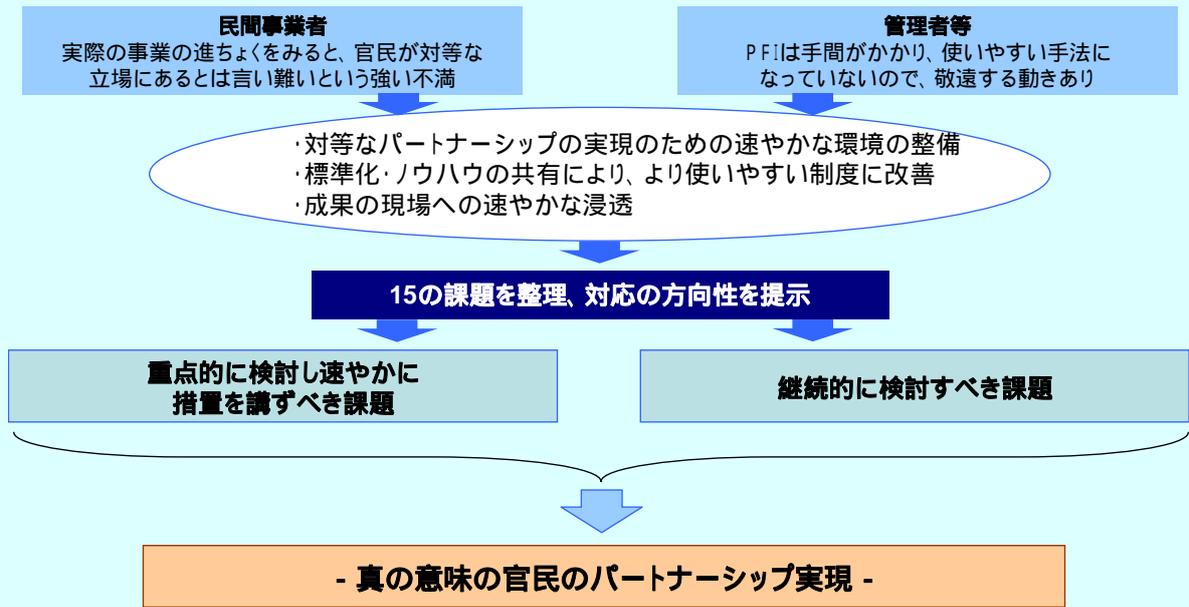
（PFIアニュアルレポート（平成19年度））<http://www8.cao.go.jp/pfi/annual.html>

⁹ 「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」<http://www8.cao.go.jp/pfi/contract.pdf>

¹⁰ 「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」<http://www8.cao.go.jp/pfi/performance.pdf>

¹¹ 平成21年4月3日に第18回PFI推進委員会が開催され、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」がPFI推進委員会として取りまとめられた。

図表 1-3-1 PFI 推進委員会報告 真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて



（重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題：課題ア～ク）

15の個別課題		重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題
ア	リスクの分析及びマネジメントについての考え方の整理の必要性	個別具体のプロセスごとの課題
イ	要求水準書の明確化	
ウ	より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現	
エ	契約書等の標準化の推進	
オ	運営段階における課題に対する適切な対応	他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施
カ	他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施	
キ	地球温暖化防止への対応	地球温暖化防止への対応
ク	補助金、税制等の支援措置のイコールフットINGの必要性	補助金、税制等の支援措置のイコールフットINGの必要性

（継続的に検討すべき課題：課題ケ～ソ）

15の個別課題	
ケ	VFM 評価についての継続的検討
コ	ファイナンスについての検討
サ	コンサルタントの役割の更なる向上の必要性
シ	官民双方がノウハウの共有化をはかる効率的な仕組みの検討
ス	プレーヤーの拡大の必要性
セ	PFI の市場の拡大に向けた検討
ソ	災害対応その他現下の政策課題にかかわる検討

「PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」とは、事業契約の標準化に向けて、契約書を作成する上での問題点に対する考え方を整理したものである。具体的には、「状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス対価の変更（変更メカニズム、サービス内容の変更、建設費に係る物価高騰リスク、ソフトサービス等の価格変更）」、「任意解除」、「情報共有及び情報公開」、「紛争解決」、「法令変更」、「モニタリング・支払メカニズム」についての課題及びその対応についての基本的な考え方、留意点をまとめている。

「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」とは、事業契約を行う以前に公表する業務要求水準書を作成する上での留意点をまとめたものである。具体的には、業務要求水準書のあり方、業務要求水準書に関する諸課題と対応の方向性についてまとめている。例えば、PFI 事業を実施する以前から管理者等の意図を明確化しておくことの重要性、意図を明確化した上で業務要求水準の具体化、明確化、精緻化を図ることの重要性、業務要求水準・モニタリング・支払メカニズムは密接の関係にあることからこれらの一体的な検討を行うことの重要性等について説明されている。さらに、業務要求水準書を作成する上での地球温暖化防止への対応の考え方を整理している。

上記取組の他、平成 20 年 7 月 15 日には、PFI 推進委員会において VFM（Value for Money）に関するガイドライン（以下、「VFM ガイドライン」という。）の改定も行われた。これは、平成 20 年 1 月に総務省より勧告を受けた「PFI 事業に関する政策評価書（以下、「政策評価書」という。）」に対応した措置である。政策評価書では、VFM 算出の客観性及び透明性を確保するために「管理者等における VFM の適切な算出が推進されるよう、VFM 算出に係る支援方を充実させること」、「特定事業の選定時においては、PSC、PFI - LCC、割引率等 VFM の算出過程や算出方法を公表することについて、当面 VFM ガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること」、「民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づく VFM が算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面 VFM ガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること」とされている。この政策評価書における勧告を受けて、特定事業選定時等において VFM を公表する際、VFM の評価過程や評価方法についても併せて公表するよう、VFM ガイドラインを改定した。さらに、具体的な公表の方法について、公表のための様式例を提示するとともに、PSC、PFI-LCC、VFM 等を公表しない場合はその理由を明示することとした。

2 PFI 推進室における取組

(1) PFI 推進委員会報告に掲げられた重点課題に対する対応

PFI 推進室でも、PFI 推進委員会報告における重点課題に対応して、様々な措置を講じている。

平成 20 年 7 月には、重点課題「地球温暖化防止への対応」に対応して、報告書「PFI における地球温暖化防止への対応¹²」を公表した。同報告では、PFI 事業において迅速かつ継続的に地球温暖化防止に向けた活動を行う仕組みを構築するための課題、対応策、考え方を整理した。具体的には、PFI 事業において地球温暖化対策を推進するケースを「地球温暖化対策の推進と PFI-LCC の最小化の両立が可能なケース(ケース 1)」や「自然エネルギーの活用等、必ずしも両立できるとは限らないケース(ケース 2)」に分け、前者においては、エネルギー調達を民間事業者の業務範囲に含めること、後者においては、民間事業者に自然エネルギーの活用等についての提案を求めること等の対応策が考えられるとした。さらに、ケース 1 においては、「光熱水費を事業費に含め、民間事業者の負担とすること」及び「エネルギー(電気・ガス・水道等)の調達を民間事業者の業務範囲とすること」によって、省エネルギー設備の積極的な導入や、エネルギーマネジメントの主体的な実施等が期待でき、それぞれ民間事業者の分担としない場合と比べ、省エネルギー効果が高いとした。

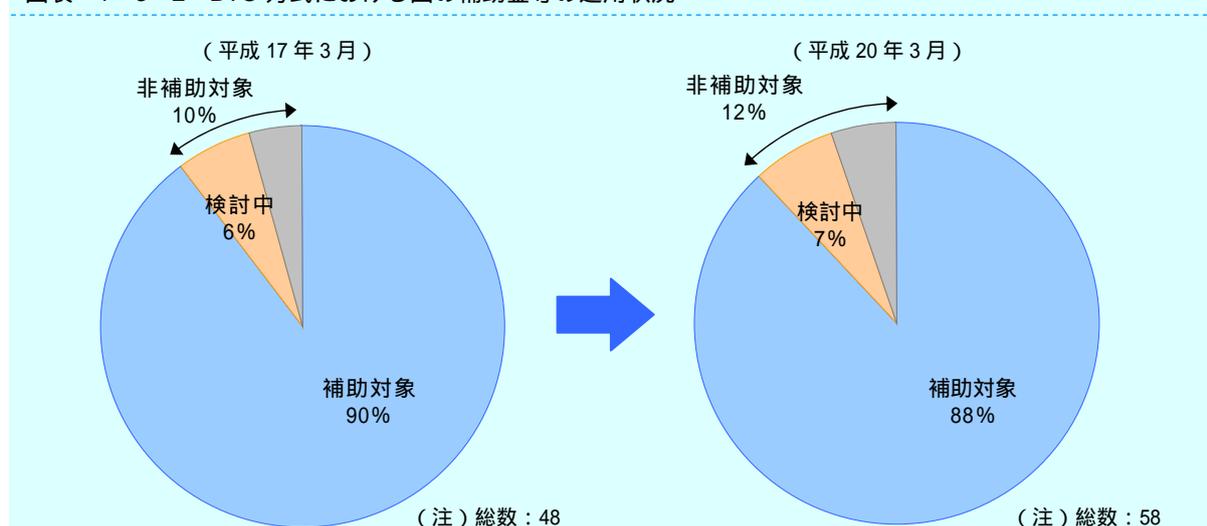
平成 20 年 7 月には、重点課題「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」に対応して、PFI 推進室、指定管理者制度を所管している総務省及び市場化テスト制度を所管している内閣府公共サービス改革推進室で構成される「官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会」(資料編 17 ページ参照)から、報告書「PFI、指定管理者制度、市場化テスト等の官民連携手法の効果的な活用と適切な選定等について¹³」を公表した。同報告では、アンケート調査を元に検討が行われ、官民連携手法の適用にあたっての留意点や課題、事業に応じた最適な官民連携手法を検討する際の考え方が整理された。例えば、PFI で培われたリスク分担に関するノウハウを指定管理者制度や市場化テストで活用することなど、各制度の特徴を考慮しつつ、それぞれの官民連携手法が有しているノウハウの共有のあり方について解説がなされた。

¹² 「PFI における地球温暖化防止への対応」(平成 20 年 6 月) <http://www8.cao.go.jp/pfi/environment.html>

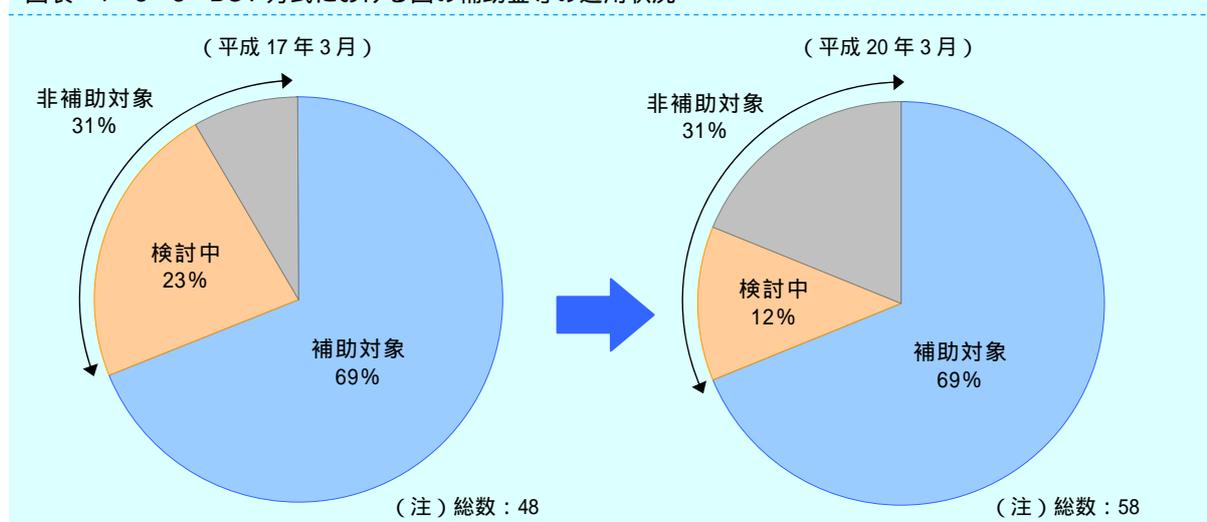
¹³ 「PFI、指定管理者制度、市場化テスト等の官民連携手法の効果的な活用と適切な選定等について」(平成 20 年 7 月) <http://www8.cao.go.jp/pfi/publicprivate.html>

平成 20 年 6 月には、重点課題「補助金、税制等の支援措置のイコールフティング」に対応して、調査結果「地方公共団体が PFI 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について¹⁴」を公表した。同報告では、関係省庁に対して行った、地方公共団体が PFI 事業を実施する際の国の補助金等の平成 20 年 3 月末時点の適用状況について調査結果が示された。調査の結果、PFI 法第 2 条第 1 項各号に掲げる公共施設等の整備に対する補助金等のうち、従来方式と同様 BTO 方式でも国の補助金等が適用になっている割合は 88%、BOT 方式では 69%、BOO 方式では 35%であることが判明した。平成 16 年度末同調査結果と比較すると、BOO 方式ではイコールフティングが改善されているが、BTO 方式も BOT 方式も前回とはほぼ変わらないことが分かった（図表 1 - 3 - 2、1 - 3 - 3、1 - 3 - 4）。

図表 1 - 3 - 2 BTO 方式における国の補助金等の適用状況

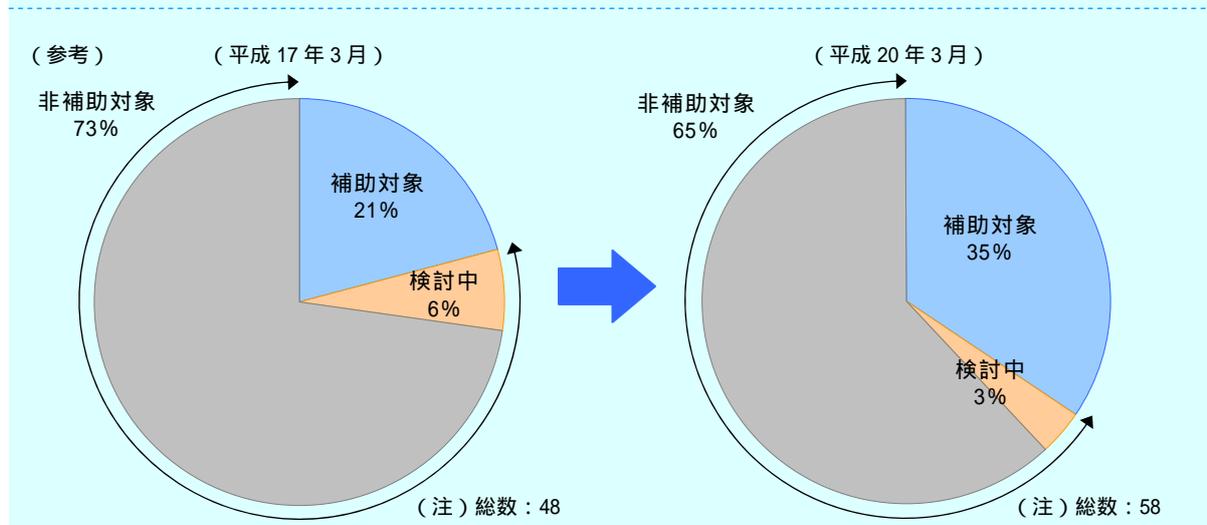


図表 1 - 3 - 3 BOT 方式における国の補助金等の適用状況



¹⁴ 「地方公共団体が PFI 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」(平成 20 年 6 月)
<http://www8.cao.go.jp/pfi/200630hojyokin.pdf>

図表 1-3-4 BOO方式における国の補助金等の適用状況



(2) 国際的な情報交換のための取組

PFI 推進室では昨年度に引き続き、2008 年度も国際的な情報交換を行っている。

2008 年 10 月には、第 3 回日韓定期 PFI 推進交流会議¹⁵を開催した。同会議は 2006 年度から毎年度、日本と韓国とで交互に開催されており、今回は日本で開催された。韓国からは企画財政部、教育科学技術部、国防部、環境部、国土海洋部、韓国開発研究院、韓国大使館が、日本からは内閣府、法務省、文部科学省、国土交通省、防衛省が参加した。会議では日本韓国共に、自国の PFI の現況と政府の取組について説明を行った上で、意見が交わされた。具体的には例えば韓国側からは、「韓国でのインフラへの民間参加 (Private Participation in Infrastructure in Korea)」、「PPP における財政リスクマネジメント (Fiscal Risk Management in Public-Private Partnerships)」、「BTL (Build-Transfer-Lease) 方式による学校施設の調達 (Procurement of School Facilities by BTL)」、「国防への民間参加 (Private Participation in National Defense)」、「韓国における下水道に関する政策及び民間投資 (Korea's Sewage Policies and Private Investment)」、「韓国における道路分野の PPP (Public and Private Partnership of Highways in Korea)」、「韓国の港湾に対する民間投資 (The Private Investment in Korean Ports)」等が議題にのぼった。

2008 年 12 月には、今年で 3 回目となる世界銀行主催の「国際官民連携 / 社会資本整備に関する専門家会議 (Public-Private Partnership in Infrastructure (PPPI) Days)」がワシントンで開催され、PFI 推進室からも 3 年連続で参加した。本会議の目的は、世

¹⁵ 詳細は、「日韓定期 PFI 推進交流会議について」(内閣府ウェブサイト) 参照
<http://www8.cao.go.jp/pfi/jkmeeting.html>

界各国の PPP/PFI 関連機関の間で PPP/PFI の知識の共有を促進することにある。本年は世界各国の PPP/PFI 関係者（52 カ国、93 人）及びその他各種国際機関が参加し、各国で生じている最新の事例や課題について議論した。特に国際的ネットワークの強化、国際機関の役割等に焦点を当てた議論が行われた。

2009 年 1 月には、内閣府主催でインターネットによる PPP/PFI にかかる国際会議「PPP Web Tokyo Conference 2009」を開催した。本会議の目的は、各国政府の PPP/PFI 推進部門が抱える共通の課題の解決策を見出すこと、我が国の PFI について広く情報発信をすることにある。平成 18 年度からテーマを変えて毎年開催され、今年で 3 年目になる。本年は、「プライベート・ファイナンスの採用の理由について」、「競争的対話について」等をテーマに、オーストラリア、英国、韓国、フランス、カナダ、トルコ、日本の 7 国が参加し議論を行った。

2009 年 3 月には、豪日経済委員会（Australia Japan Business Co-operation Committee (AJBCC)）、日豪経済委員会（Japan Australia Business Co-operation Committee (JABCC)）主催による、「インフラ整備における官民協力に関する官民合同ミッション（The Public-Private Provision of Infrastructure Australian and Japanese Collaboration; Australian-Japan Infrastructure Mission）」が東京で開催され、豪日それぞれの政府関係者や民間企業等が参加した。日本政府からは内閣府 PFI 推進室、国土交通省が参加した。同会議は、日豪及びアジア諸国における、インフラ整備における官民協力に関して、両国の協力を促進することを目的としている。日本における PFI、オーストラリアにおける PPP についてプレゼンテーション及び質疑応答等が行われた。

第1章のまとめ

第1節 PFI事業の実施状況

PFI事業数（実施方針の公表件数）は、平成20年度末時点で339事業にのぼり、着実に増加している。また、既に運営段階に至っている事業も205事業と全体の6割を超えている。

管理者等については、国で56事業、独立行政法人等で32事業、都道府県で75事業、政令指定都市で46事業、市区町村で130事業が実施されており、特に国で平成19年度に比べ9事業と大きく増加している。

事業分野の割合についてみると、「教育と文化」108事業（32%）、「健康と環境」61事業（18%）の順に多い。

事業類型別事業数では、「サービス購入型」が234事業（69%）と最も多く、次いで「混合型」が89事業（26%）、「いわゆる独立採算型」が16事業（5%）となっている。

年度別の実施方針公表数は、平成17年度以降ほぼ横ばい（約40事業）で推移している。

第2節 PFI手法の導入事例

PFI手法を導入した管理者等へのヒアリングから、PFI事業では民間事業者のノウハウ活用による施設利用者の利便性の向上や施設整備・維持管理・運営コストの削減、自由提案による地域活性化への貢献等が実現されていることが明らかとなった。

各事業においては様々な面で民間事業者のノウハウが活用され、施設利用者の利便性の向上やサービス水準の向上等が実現されている。DVDプレイヤーと液晶テレビを応用した可変式サインを採用し、また授乳をしながら講習を受けることができる親子コーナーを設置している事例（中部運転免許センターPFI事業）、設備の予防保全による計画的な保守管理及び巡回監視等、業務要求水準を上回る環境衛生管理が実現されている事例（豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業）等がある。

また、選定事業者の創意工夫による施設整備・維持管理・運営コスト削減もPFI導入の大きな効果の一つとして認識されている。具体的には、自社開発製品の係留施設資材を活用することによるコスト削減が発揮されている事例（マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業）、自然エネルギーの利用等により施設全体の省エネルギーが実現されている事例（九段第三号合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業、新浦安駅前複合施設整備事業）、省エネルギー対応の照明設備・器具を導入している事例（埼玉県県民活動センターESCO事業）等がある。

さらに、選定事業者の自由提案による地域活性化への貢献等も行われている。選定事業者と地元関連企業との協働による商品開発が行われている事例（指宿地域交流施設整備事業）、イベント広場等による地区全体のコミュニティ形成、余剰地における社会福祉施設・店舗等の整備により地域活性化に寄与している事例（県営上安住宅整備事業）等がある。

第1章のまとめ

第3節 政府における主な取組

平成20年度は、PFI推進委員会においては、主にPFI推進委員会報告の中で重点課題として掲げられた「個別具体のプロセスごとの課題」に対応し、事業契約の標準化及び業務要求水準の明確化についての検討がなされた。PFI推進委員会では、検討の成果として、平成21年4月に「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」を取りまとめた。

「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」とは、事業契約の標準化に向けて、契約書を作成する上での問題点に対する考え方を整理したものである。また、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」とは、事業契約を行う以前に公表する業務要求水準を作成する上での留意点をまとめたものである。

その他、PFI推進委員会では平成20年7月15日にVFMガイドラインの改定を行った。これは、平成20年1月に総務省より勧告を受けた政策評価書に対応した措置である。特定事業選定時等においてVFMを公表する際、VFMの評価過程や評価方法についても併せて公表することとした。さらに、公表のための様式例を具体的に提示するとともに、PSC、PFI-LCC、VFM等を公表しない場合はその理由を明示することとした。

PFI推進室でも、PFI推進委員会報告における重点課題に対応して、様々な措置を講じている。平成20年6月には、重点課題「地球温暖化防止への対応」に対応して、報告書「PFIにおける地球温暖化防止への対応」を公表した。平成20年7月には、重点課題「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」に対応して、官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会から、報告書「PFI、指定管理者制度、市場化テスト等の官民連携手法の効果的な活用と適切な選定等について」を公表した。平成20年6月には、重点課題「補助金、税制等の支援措置のイコールフットイング」に対応して、調査結果「地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」を公表した。

その他、PFI推進室では昨年度に引き続き、国際的な情報交換を行っている。2008年10月には、第3回日韓定期PFI推進交流会議を日本で開催した。同年12月には、ワシントンで開催された、今年で3回目となる世界銀行主催のPPPI Daysに参加した。2009年1月には、PFI推進室主催でインターネットによるPPP/PFIにかかる国際会議「PPP Web Tokyo Conference 2009」を開催した。同年3月には、豪日経済委員会、日豪経済委員会主催の「インフラ整備における官民協力に関する官民合同ミッション」が東京で開催され、日本政府からは内閣府PFI推進室、国土交通省が参加し、議論を行った。

第2章

地域活性化に資するPFI事業について

第1節 PFI事業における地域活性化策をめぐる概況

1 背景

近年人口減少が進む我が国において、地方の人口減少が顕著になっている。「地域の経済(2008)」(内閣府)によれば、全国の市町村について、平成12年度末、平成17年度末、平成19年度末の3時点でそれぞれの前年度に対する人口の増減の状況を比較すると、人口が減少している市町村の割合が次第に増加している(図表2-1-1)。また、平成19年度末時点では、地方圏の86%の市町村で前年度末に比べて人口が減少している¹⁶。このような地域の人口減少は、各地域の潜在経済成長率の低下を引き起こす懸念がある。

図表 2-1-1 市町村別の人口の増減の状況

全国					
年度	市町村数	人口増の市町村		人口減の市町村	
		市町村数	シェア	市町村数	シェア
H12	3,250	1,020	(31.4%)	2,230	(68.6%)
H17	1,844	466	(25.3%)	1,378	(74.7%)
H19	1,816	436	(24.0%)	1,380	(76.0%)

地方圏					
年度	市町村数	人口増の市町村		人口減の市町村	
		市町村数	シェア	市町村数	シェア
H12	2,326	601	(25.8%)	1,725	(74.2%)
H17	1,236	207	(16.7%)	1,029	(83.3%)
H19	1,226	170	(13.9%)	1,056	(86.1%)

- (注) 1. 総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」により内閣府が作成した「地域の経済(2008年)」から転載。
2. 年度末時点の市町村数。なお、東京特別区(23区)は1区を1市町村とみなしている。
3. 地方圏とは、三大都市圏以外の地域を指す。三大都市圏とは、南関東(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、東海(静岡県、岐阜県、愛知県、三重県)、近畿(滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県)の地域を指す。

このような問題意識のもと、国や各地域等において様々な地域活性化策が講じられており、PFI事業も地域活性化に資するよう事業を推進することが望ましいと考えられる。平成20年10月に政府・与党で経済対策として取りまとめられた「生活対策¹⁷」においても、1つの柱に地域活性化が据えられ、その中で地域活性化のための

¹⁶ 「地域の経済(2008年)(内閣府)」<http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html>

¹⁷ 「生活対策」(新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)
<http://www5.cao.go.jp/keizai1/2008/081030taisaku.pdf>

施策の1つとしてPFIが盛り込まれた。また、PFI推進委員会報告¹⁸（平成19年11月）においてもPFI事業による地域活性化の有効性について言及されている。

2 PFI事業の地域活性化効果

PFI事業を行うことは、主に2つの観点から地域の経済の活性化に資するものと考えられる。

第1に、PFI事業は一般の公共事業と同様に需要創出による経済波及効果が期待される。しかも、PFI事業の場合は一般の公共事業と異なり、民間のノウハウや民間資金を活用することで公共投資の負担額が縮減されること（VFMが創出されること）等によって、より効率的、効果的な経済効果が見込まれる。

第2に、国公有財産を有効に活用することにより、民間発案の新規事業の可能性を拡大させることが期待される。例えば、PFI法では行政財産貸付の特例が認められている。これにより、国公有地の余剰部分を民間事業者が活用し、より有効な活用が可能となる。

これらの効果により、PFI事業は、一般の公共事業以上の効率的・効果的な経済効果が見込まれ、地域経済の活性化に資するものと考えられる。

さらに、個別のPFI事業においても地域経済に配慮した独自の取組が行われている。具体的には、民間事業者に対して地元の企業の参画や地元資材等の活用を義務づけている事例、選定事業者が地域の団体やコミュニティと協力して事業実施に当たっている事例等、直接的に地域活性化を働きかける取組、地域に配慮した取組が行われている。

以下では、政府におけるPFI事業に関する地域活性化の施策、各PFI事業において独自に地域活性化への配慮した取組を行った具体的事例及びその際の留意点について紹介する。

¹⁸ 「PFI推進委員会報告 真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて」
http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai_houkoku.html

第2節 政府におけるPFI事業に関する地域活性化策

本節では、政府におけるPFI事業に関する地域活性化策について、これまでどのように位置づけられてきたかについて紹介する。

1 経済対策

平成20年9月以降、世界的な景気後退を受けて、日本経済の景気の下局面が長期化・深刻化するおそれがある中、経済的な弱者である、「生活者」、「中小・小規模企業」そして都市部との格差に悩む「地方」に対し、セーフティネットを強化し、緊急の備えを万全にすることが喫緊の課題とされた。そこで、平成20年10月30日に新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において経済対策として「生活対策」が取りまとめられた。「生活対策」では大きな柱として、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」が掲げられ、その中の「地方の底力の発揮」の中に「地域活性化対策」が位置づけられた。その「地域活性化対策」の具体的施策の一つに「PFIの活用」が掲げられ、「PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正を行う。」こととされた。

(補足)「経済危機対策」

平成21年4月10日、「短期的な危機」(「底割れ」のリスク)、「構造的な危機」(世界経済の「大調整」への対応)の二つの危機を克服するため、「経済危機対策」が「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において取りまとめられた。経済危機対策は、「緊急的な対策 - 『底割れ』の回避」、「成長戦略 - 未来への投資」、「『安心と活力』の実現 - 政策総動員」等に項目分けがなされており、この中の「『安心と活力』の実現 - 政策総動員」の「地域活性化等」の別表の中で「まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等」の施策の一つとして「PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正」が位置づけられている。

2 地域再生に向けた施策群

生活対策策定以前においても、地域活性化の推進の一環として PFI の推進が位置づけられている。近年、策定又は改定されたものとしては、「地方再生戦略¹⁹」、「地域再生基本方針²⁰」、「地域再生総合プログラム²¹」等がある。

(1) 地方再生戦略

「地方再生戦略」は国の最重要課題である地方再生のための総合的な戦略を取りまとめたものであり、地域活性化統合本部において平成 19 年 11 月 30 日（最終改定平成 20 年 12 月 19 日）に決定された。地方再生戦略の本文中において「地域雇用の創出に対する民間のノウハウ、資金等の活用促進のため、地域再生計画に合致する事業への融資に対する支援について検討する。」こととされている。また、地方再生戦略の参考資料として位置づけられている「地方再生関連の主な事務事業一覧」にも「民間の資金、ノウハウを活用する PFI の推進」が盛り込まれており、「低廉かつ良質な公共サービスの提供を目的とした PFI の推進は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化にも資するものであり、PFI 推進委員会における今後の課題に関する検討の結果も踏まえつつ、地域における PFI への取組支援に向けて PFI アニュアルレポートやマニュアルの作成等を通じ PFI の一層の推進を図る」こととされている。

(2) 地域再生基本方針

「地域再生基本方針」とは、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針を定めたものであり、平成 17 年 4 月 22 日に閣議決定され、平成 20 年 6 月 6 日まで計 5 回変更されている。この中でも、「民間のノウハウ、資金等の活用促進」が盛り込まれており、「医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業や、リサイクル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業、高齢

¹⁹ 「地方再生戦略」(地域活性化統合本部決定) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/index.html>

²⁰ 「地域再生基本方針」(閣議決定) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/kettei.html>

²¹ 「地域再生総合プログラム」(地域再生本部決定) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/kettei.html>

者・障害者等を積極的に雇用する事業については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間資金の活用を促進するための誘導措置を講ずる。これにより、地域全体にとって意義のある民間事業の円滑な推進を図るとともに、『官から民へ』の改革の流れを一層加速する」とされている。また、地域再生基本方針の別表 2（地域再生に資する施策）の中にも、「地方再生関連の主な事務事業一覧」と同様の記述がなされている。

（補足）

「地域再生基本方針」は、平成 21 年 4 月 24 日にも改正（閣議決定）がなされている。本文中の PFI 関連の該当記述については上記のとおりそのまま変更はないが、PFI 関連の施策が盛り込まれていた別表 2（地域再生に資する施策）は削除され、新たに地域再生基本方針の参考資料として「地域活性化・地域再生に資する施策の一覧」が公表された。この新規に公表された「地域活性化・地域再生に資する施策の一覧」に施策として「民間の資金、ノウハウを活用する PFI の推進」が盛り込まれ、「低廉かつ良質な公共サービスの提供を目的とした PFI の推進は、民間の事業機会の創出、行政財産の有効活用等を通じて経済の活性化にも資するものである。PFI 推進委員会における今後の課題に関する検討の結果も踏まえつつ、地域における PFI への取組支援に向けて PFI アニュアルレポートの作成等を通じ PFI の一層の推進を図る」とされた。

（3）地域再生総合プログラム

「地域再生総合プログラム」は、平成 19 年 2 月 28 日（平成 20 年 3 月 7 日追加）に地域再生本部（現在の地域活性化統合本部）において、国の地域活性化策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化するため、地域再生計画に連動して一体的な支援を行う施策、主要政策分野におけるプログラム等を取りまとめたものである。この中で示された 6 つの重点プログラムの中の「地域の産業活性化プログラム」、「地域の地球温暖化対策推進プログラム」においても「民間の資金、ノウハウを活用する PFI の推進」について盛り込まれている。「地域の産業活性化プログラム」においては、「PFI 法の改正等を踏まえつつ、地域における PFI への取組支援に向けて PFI アニュアルレポートの作成や先行事例集の作成等による情報発信機能の充実等、PFI の一層の推進を図る」とされており、「地域の地球温暖化対策推進プログラム」においては「PFI 推進委員会報告（平成 19 年 11 月 15 日）におい

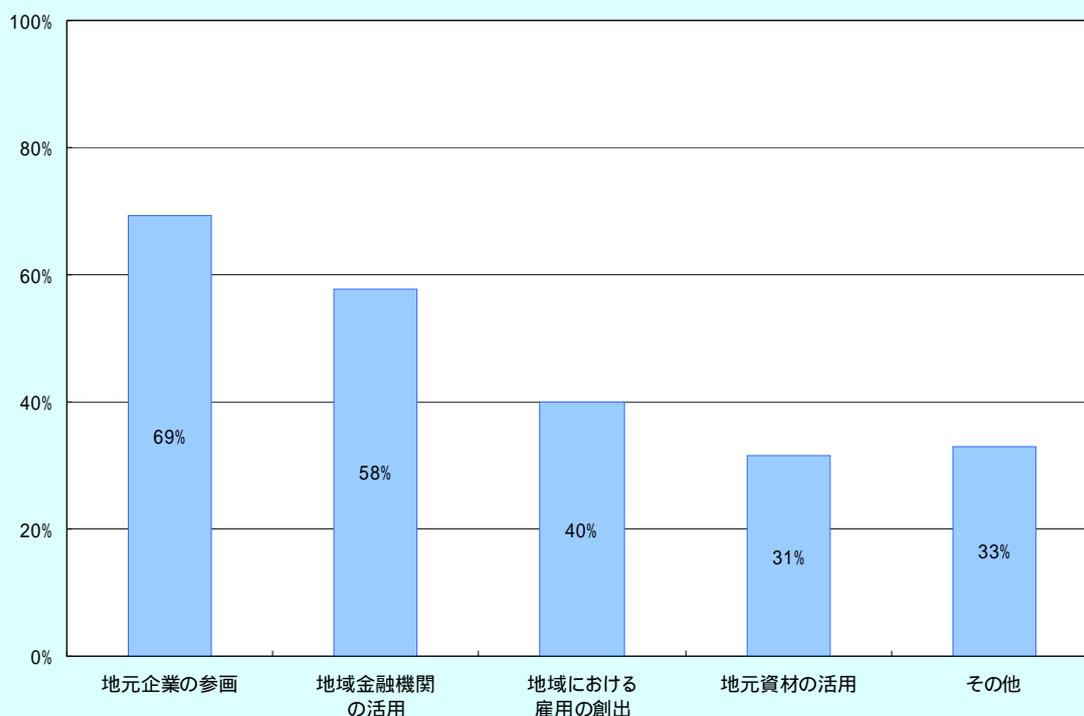
て地球温暖化防止の対策が重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題に位置づけられたことを踏まえ、PFI アニュアルレポートや先行事例集等を通じて地球温暖化防止に資する PFI 事業の一層の推進を図る」こととされている。

第3節 地域活性化に向けた個別事業における独自の取組

このような国全体の計画・施策における位置づけと並行して、近年では、個別のPFI事業において独自の創意工夫により地域活性化に資する取組を行っている事例も見られる。内閣府では、各事業においてどのような地域活性化に向けた独自の取組を行っているかについて、平成20年12月までにPFI事業の実施方針の公表を行った事業のうち、PFI事業の実施を中止したもの等を除いた333事業を対象としたアンケート調査を実施した。なお、アンケートに対して回答があったのは、169事業（回収率51%）である。

この実施方針の公表を行った事業を対象にしたアンケート調査結果から、各PFI事業において実施されている地域活性化に向けた取組は大きく3点あることがわかった（図表2-3-1）。それぞれの取組は、地元企業の参画、地域金融機関の活用、地域における雇用の創出、地元資材等の活用である。本節では、アンケート調査結果をもとにこれらの取組について解説すると共に、その他の各事業独自に行っている取組について紹介し、また、これら独自の地域活性化策を取り組む際の留意事項について解説したい。

図表 2 - 3 - 1 選定事業者の提案における地域活性化に関する項目



（注）回答事業数：140（複数回答）

1 地元企業の参画、地域金融機関の活用

(1) 地元企業の参画

地元企業の参画については、入札参加に関する資格要件に含めることで、一定の参画を民間事業者側に求めたとする事業が多く見られた。また、地元企業の参画が図られていることを、加点項目として審査基準に記載した事業もあった(図表 2-3-2)。

図表 2-3-2 資格要件・審査基準における地元企業の参画に関する項目(例)

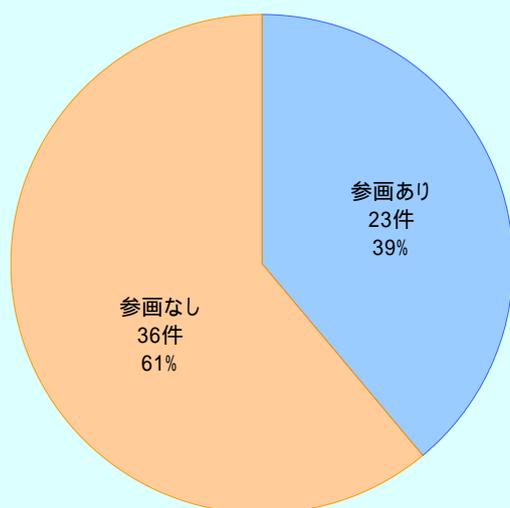
事業区分	内容
身体障害者福祉施設	建設役割を担う企業は、県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所を県内に有する者」、又は県内業者を含むグループとすることを資格要件として定めた。
小中学校	入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が本町内にある企業を、入札参加企業、代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかとして、1社以上参加させること、入札参加者は、建設業務を行う者の中に、主たる営業所の所在地が県内にあり、過去10年以内に、官公庁が発注した延べ床面積1,000㎡以上の学校施設又は類似施設の建築一式工事(新築、増築又は改築)を元請(共同企業体にあつては代表者に限る。)で施工した実績(竣工したものに限る。)がある企業を、少なくとも1社以上参加させることを資格要件として定めた。
公営住宅	建設企業について、主たる営業所を県内に有することを資格要件として定めた。
斎場	応募者には、市内に本社または本店を置く企業を1者以上含むことを資格要件として定めた。
社会体育施設	入札説明書において、「入札参加者のうち、設計、工事監理、建設、運営、維持管理業務を行う者の少なくとも1社は、本市内に本店を有する者とする。」と資格要件として定めた。
給食センター	応募者の構成員のうち、1者以上は必ず市内に商業登記簿上の本店を有することを資格要件として定めた。
公営住宅	県内企業等が主導的な役割を果たす事業参画により、地域経済への配慮等に関する提案がなされているかを加点審査項目とした。
小中学校	SPCと関連会社との関係や各構成企業および協力企業の役割について記入させ、「地元企業の積極的な参画が図られているか」を加点審査の評価の視点にいった。

(2) 地域金融機関の参画

地域金融機関の参画については、基本的に民間の提案に任せるものであるため、資格要件・審査基準等で定められてはいないと考えられるが、実際の事業において

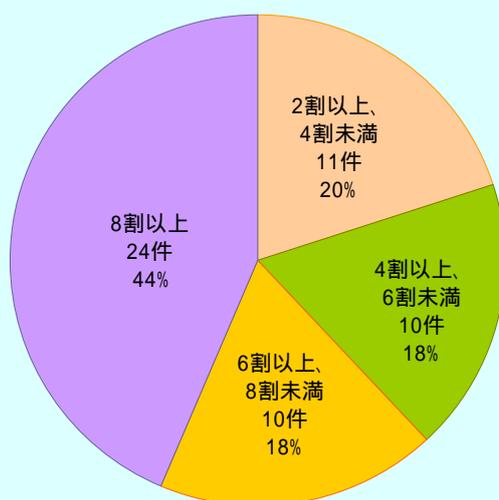
は、地域金融機関が幹事行²²として参画した事業が 39%（23 件）あったほか（図表 2 - 3 - 3）参加行²³において地域金融機関の占める割合が 8 割を超えるとした事業が 44%、6 割以上になると 62%にのぼっている（図表 2 - 3 - 4）。このように、多くの地域金融機関が参画している現状がうかがえる結果となった。

図表 2 - 3 - 3 地域金融機関の幹事行としての参画



（注）回答事業数：59

図表 2 - 3 - 4 参加行全体における地域金融機関の占める割合



（注）回答事業数：55

²² 「幹事行」とは、複数行による融資の場合に全行を代表して条件交渉や融資に関する事務等を行う金融機関を指す。

²³ 「参加行」とは、融資のみを行う金融機関を指す。

2 地域における雇用の創出

地域における雇用の創出については、資格要件とせずに、基礎審査項目または加
点審査項目としている事業が多くみられた（図表 2 - 3 - 5）。

また、審査項目としたか如何によらず、結果として地元の人材の活用や地元企業
への発注による雇用の創出について、選定事業者から具体的な提案が多くなされて
いることが明らかとなった。具体的には、施設整備に地元業者を優先的に採用した
事例、維持管理・運営業務の実施にあたり、地元からの雇用者の人数または割合に
ついて数値目標を設定するとした事例が多数あったほか、地元のシルバー人材セン
ターやボランティア団体との連携を通じた雇用の確保、下請事業者としての地元企
業の積極的な活用等について提案があった事例も見受けられた。さらに、維持管
理・運営業務開始前の施設整備期間を利用し、地元の人材の確保、育成を行うこと
について提案がなされた事例もあった。

図表 2 - 3 - 5 資格要件・審査基準における地域の雇用創出に関する項目（例）

事業区分	内容
廃棄物処理施設	施設の運営管理にあたって、地元町の雇用並びに地元企業、シルバー人材センター等の活用に配慮することを基礎審査項目とした。
斎場	要求水準書に売店及び食堂業務に係る従業員の確保については、地元地域からの雇用に配慮することを基礎審査項目とした。
自然公園	キャディの承継に関する要求事項を定め、供用開始時点で在籍予定のキャディは原則承継することとした。
都市公園	雇用機会の創出や地域との連携等に関して、優れた提案として具体的な工夫がなされていることを加点審査項目として評価した。
都市公園	圏域内の企業との協力体制が提案されているか、圏域内の人材活用が提案されているかを加点審査項目として評価した。
消防施設	地域経済への配慮（業務実施にあたって地域経済への働きかけ等、評価できる点）を加点審査項目として評価した。
斎場	地元からの人材雇用、調達等の方策が具体的であり、効果を期待できるものとなっているかを加点審査項目として評価した。

3 地元資材等の活用

地元資材等の活用については、資格要件とせずに、基礎審査項目または加点審査
項目としている事業が多くみられた（図表 2 - 3 - 6）。

また、審査項目としたか如何によらず、結果として選定事業者からは、建設や運営等に関する調達において、地元資材を積極的に活用することや、地元企業、機関との連携についての提案がなされていることが明らかとなった。具体的には、地元産の木材や地元企業の開発した資材、地元で製造加工されたりリサイクル製品の積極的な使用、地産地消の概念にもとづいた食材の地元調達についての提案がなされている事例があったほか、地元関係者との連携を図り、施設において地場産品、物販等の販売を行うとした事例もあった。

図表 2-3-6 資格要件・審査基準における地元資材等の活用に関する項目（例）

事業区分	内容
自然公園	要求水準書の中で、地域産材を活用するなど、地域振興に寄与するような資材の使用に努めることと規定した。
社会体育施設	要求水準書の中で、仕様材料等については、費用対効果を考慮した上で地場産材の活用に配慮することと規定した。
小中学校	地産地消の概念を取り入れた計画について、加点審査項目として評価した。
公営住宅	県産材（特に木材）の活用についての配慮がなされているかを加点審査項目として評価した。
都市公園	圏域内の資材・食材調達が提案されているかを加点審査項目として評価した。

4 その他

上記に挙げた項目の他、管理者等の側で具体的に項目を定めずに広く地域活性化に資する提案を求める場合がある（図表 2-3-7）。また、審査項目に入れていなくとも、自発的に事業者から独自に地域活性化に関する提案がある場合もある。アンケート調査結果からは、その他の地域活性化に関する独自の取組として、施設整備における地域への配慮や、選定事業者と地域コミュニティ、地元企業等との連携及び協力体制の構築について、選定事業者からも積極的な提案がなされていることがうかがえた。具体的には、施設整備において、地域住民も利用できる緑地、広場や賑わい空間の整備が行われた事例、周辺施設の活動拠点・サークル活動等への助言及び情報提供、NPO や地域学校との交流、地元商店街や地元企業と連携した運営等について選定事業者により提案がなされた事例が見受けられた。

図表 2-3-7 資格要件・審査基準におけるその他地域活性化に関する項目（例）

事業区分	内容
浄化槽	地域経済や地域社会への具体的な貢献内容や貢献が見込める内容を基礎審査項目として評価した。
警察施設	安全・安心なまちづくりの事業目的を理解した計画が提案されているか、にぎわいのあるまちづくりの事業目的を理解した計画が提案されているか、地域に調和したまちづくりの事業目的を理解した計画が提案されているかについて、基礎審査項目として評価した。
警察施設	事業の遂行に当たり、地域経済への貢献に関する考え方と計画内容についての提案を求め、加点審査項目として評価した。
給食センター	事業の実施に伴い、地域（市内）経済や地域社会の活性化に貢献する提案がなされた場合は、確実性、実行性などの内容に応じて、加点審査項目として評価した。
小中学校	地域経済の活性化への貢献、地域・学校の利便性向上や設備等の充実等に寄与するような提案があるかを加点審査項目として評価した。
公営住宅	中心市街地活性化法に基づく中心市街地計画地域への立地、ポケットパーク・児童遊園・集会施設等の設置によるコミュニティ形成、民間施設等との一体整備による地域の活性化及び社会貢献について、加点審査項目として評価した。
小中学校	地域社会における文化の育成や地域発展に向けた方策について、加点審査項目として評価した。
公営住宅	付帯事業の内容について、地域の活性化に資する適切な事業内容が計画された提案となっているかどうかを加点審査項目として評価した。
複合施設	地域における区域内のまちづくりとしての調和を図るために他事業主体との連携・協働方法について、具体的な提案がなされ、その内容が優れているかについて、加点審査項目として評価した。

5 独自の地域活性化策を取り組む際の留意点

各 PFI 事業において独自に地域活性化に向けた取組を行う際、取組内容によっては、「政府調達に関する協定（1997年4月15日）（以下、「WTO 政府調達協定」という。）」²⁴に抵触する可能性がある²⁵。このため、WTO 政府調達協定の適用の対象となる事業においては、地域活性化の取組にあたって、同協定に抵触しないよう留意することが必要である。

²⁴ WTO 政府調達協定（外務省ウェブサイト）参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html>

²⁵ 例えば、下請企業に地元企業を指定し、国外企業の参入可能性を排除することは、同協定第三条の内国民待遇及び無差別待遇に抵触する可能性がある。

なお、我が国では、国、都道府県、政令指定都市等が行う基準額以上の事業²⁶が、WTO 政府調達協定の対象となる。逆に、政令指定都市以外の市区町村等が行う事業や、国、都道府県、政令指定都市等の事業であっても基準額以下の事業であれば、WTO 政府調達協定の適用の対象とはなっていない。

第 2 章のまとめ

第 1 節 P F I 事業における地域活性化策をめぐる概況

PFI 事業には、主に 2 つの観点から地域活性化に資する側面がある。第 1 に、PFI 事業は需要創出による経済波及効果が一般の公共事業より効率的、効果的にもたらされることが期待されること、第 2 に、国公有財産を有効に活用することにより、民間発案の新規事業の可能性を拡大させることが期待されることである。

第 2 節 政府における P F I 事業に関する地域活性化策

政府における PFI 事業に関する地域活性化策が「生活対策」、「経済危機対策」、「地方再生戦略」、「地域再生基本方針」、「地域再生総合プログラム」等に盛り込まれている。「生活対策」、「経済危機対策」においては、地域活性化に向けた施策の一つとして「PFI について、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正」を行うこととされている。

第 3 節 地域活性化に向けた個別事業における独自の取組

個別の PFI 事業において独自の創意工夫により地域活性化に資する取組を行っている事例も近年顕著に見られる。実施方針の公表を行った事業を対象にしたアンケート調査結果から、各 PFI 事業において独自に採用している地域活性化に向けた取組は大きく 3 点あることがわかった。地元企業の参画、地域金融機関の活用、地域における雇用の創出、地元資材等の活用である。その他、運営段階において、地域のコミュニティと選定事業者の間で、協力体制が構築されている事例もあった。ただし、各 PFI 事業において独自に地域活性化に向けた取組を行う際、WTO 政府調達協定に抵触しないよう留意する必要がある。

²⁶ 同協定の適用対象となる機関は、協定の付表 1~3 を参照。また、基準額は、協定及び我が国の自主的措置によって定められており、具体的な金額については外務省ウェブサイト等で確認することができる。